

# 信濃川水系河川整備計画骨子に対する学識者から頂いたご意見

平成25年5月  
国土交通省 北陸地方整備局

## 【 目 次 】

■意見の聴取について	1ページ
■学識者から頂いたご意見の概要	1ページ
■頂いたご意見の概要	2ページ
■ご意見及び回答(全体調整会議)	4ページ
■ご意見及び回答(上流部会)	6ページ
■ご意見及び回答(中流部会)	8ページ
■ご意見及び回答(下流部会)	11ページ

## ■意見の聴取について

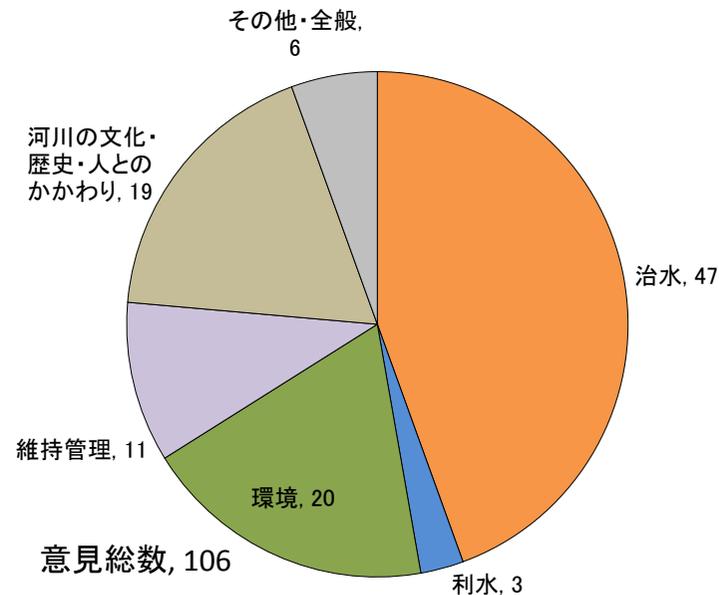
平成24年9月に開催した信濃川水系学識者会議(第3回中流部会、第3回上流部会、第3回下流部会)及び全体調整会議委員へのヒアリングにおいて、意見を頂きました。

- ・信濃川水系学識者会議(第3回中流部会) 平成24年9月11日 長岡市消防防災本部
- ・信濃川水系学識者会議(第3回上流部会) 平成24年9月18日 長野市生涯学習センター
- ・信濃川水系学識者会議(第3回下流部会) 平成24年9月26日 コープシティ花園
- ・信濃川水系全体調整会議委員※への個別ヒアリング 平成24年9月28日～10月30日

※各部会委員と兼務していない委員

## ■学識者から頂いたご意見の概要

学識者から頂いた意見の内訳及び主な意見については、下記のとおりです。



学識者から頂いた意見数の内訳

## ■ 頂いたご意見の概要

頂いた主なご意見の概要は、下記のとおりです。

### 治水に関する主なご意見

流域全体の治水安全度向上のためにも大河津分水路の整備をしっかりと進めてもらいたい。

既設ダムは、過去の洪水でも河川の水位低下に効果があったことから、今後も有効活用してほしい。

計画高水位を超える規模の洪水に対する被害の最小化についても取り組んでほしい。

### 利水に関する主なご意見

温暖化等の気候変動による異常渇水の可能性を踏まえ、合理的な水利用をすすめ、渇水対策を行ってほしい。

小水力発電の水利用について、規制の柔軟な適用や緩和について取り組んでほしい。

### 環境に関する主なご意見

環境の記述については、地域の特徴が分かるように記載してほしい。

魚類の移動環境を改善するための水域の連続性確保や多自然川づくりを推進してほしい。

樹木伐採については、自然環境への影響に配慮するとともに、学識者や関係団体との調整を行ったうえで実施してほしい。

### 維持管理に関する主なご意見

サイクル型管理については、計画策定後のフォローアップが重要であり、学識者も含めて話し合う仕組みをつくってほしい。

地域住民が参加しやすいよう、ボランティア・サポート・プログラム等を今後も推進してほしい。

水難事故防止や不法投棄対策等では、市民の監視が重要であり、自治体や地域コミュニティとの連携を推進してほしい。

### 河川の文化・歴史、人とのかかわりに関する主なご意見

河川文化の保全・再生・創造に取り組むとともに、河川整備にあたっては、伝統工法の活用も進めてほしい。

河川の歴史を知ることによって災害に対する意識が高まると考えられるため、河川が持つ教育価値、文化価値等を活かしながら整備を進めてほしい。

信濃川大河津資料館のさらなる活用も含め、信濃川の文化・歴史を継承する施策を実施してほしい。

## 全体調整会議委員からの個別ヒアリング

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
<b>治水</b>			
1	●霞堤、遊水地については、住民に地形や土地の特徴を知ってもらうことも大事。	ご意見を踏まえて、『第3章第2節第1項5.遊水機能の保全[上流部・中流部]、6.霞堤の機能維持・保全[上流部・中流部]』に記載しました。	P19-20
2	●歴史的な治水施設について、治水事業の沿革に位置図、表で示すべき。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第4項3.歴史・文化』に文章と一覧図表を記載しました。	P53-54
3	●目標に関する事項について、超過洪水への対応について追記したかどうか。	ご意見を踏まえて、『第4章河川整備計画の目標』に追記しました。	P58
4	●超過洪水に対する検討も必要である。	ご意見を踏まえて、『第4章第1節第1項3計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』、『第5章第1節第1項4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』に記載しました。	P60、79、80
5	●既設ダムの活用は有効である。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しました。	P70
6	●津波対策について整備計画に記載すべき。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項3.(1)大規模地震への対応(耐震・津波対策)』に記載しました。	P71
<b>利水</b>			
7	●温暖化による渇水の可能性について検討しておくべき。温暖化による渇水が発生した場合は雪も資源になる。	ご意見を踏まえて、『第4章河川整備計画の目標』、『第5章第1節第2項3.健全な水循環系の構築』に記載しました。	P58、82
<b>環境</b>			
8	●環境の記述については、地域の特徴が分かるような記述とすること。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第1項河川環境』に記載しました。	P36～42
9	●河道内の樹林化の状況について記載すべき。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第1項3.河川環境上の課題』に記載しました。	P41、42

## 全体調整会議委員からの個別ヒアリング

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
維持管理			
10	●サイクル型維持管理については、計画策定後のフォローアップが重要。状況説明や新たな課題が発生した場合など、学識経験者等と永続的に話し合うことが大事。	ご意見を踏まえて、『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』に記載しました。	P88
11	●流域全体の土砂管理も考えること。	ご意見を踏まえ、『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に記載しました。	P93
河川の文化・歴史、人とのかかわり			
12	●信濃川大河津資料館のさらなる活用も含め、信濃川の文化・歴史について記述すること。	ご意見を踏まえて、『第5章第2節第7項人と河川とのかかわりの構築』を修正しました。	P98

## 上流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
<b>治水</b>			
1	●千曲川は流域が広いので、降雨分布を捉える必要があることはわかるが、雨を流量に変換すると精度が落ちる可能性もある。流量データが蓄積されてきたので、雨量確率ではなく、流量で計画するという考え方はしないのか。	これまでの洪水実績を踏まえて、原案の整備の目標に流量を記載しました。	P58
2	●中抜け区間の管理については現状のままとなるのか。	本計画は大臣管理区間を対象としていますが、整備にあたって関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。	P58
3	●「30年の整備計画」とすると、地域住民は30年後に洪水に対して安全になると誤解されることも考えられる。想定している規模より大きな洪水が発生する可能性があることや、危険なところもあるということを十分理解していただく必要がある。	計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で被害が発生した場合においても被害を最小限に抑えることが重要です。このため、危機管理体制の強化・充実について、原案に記載しました。	P60
4	●大河津分水路の整備をしっかりと進めることで、立ヶ花と戸狩両狭搾部の改修が可能になると考えている。大河津分水路の改修をぜひ進めていただきたい。	水系全体の洪水処理能力の向上のため、大河津分水路の改修を進めます。原案では、大河津分水路の改修内容を記載しました。	P70
5	●既設ダムの有効活用について記載していただいていることは大変ありがたいこと。平成18年7月洪水では利水ダムを含めた上流ダムに貯めていただいたので水位が低下し、長野市としては助かった。既設ダムの有効活用を進めていただきたい。	平成18年7月の過去の洪水において既設ダムの有効活用により河川水位を低下させる効果を得た実績を踏まえ、今後も既設ダムを有効活用し、洪水調節機能を確保することについて、原案に記載しました。	P70
<b>環境</b>			
6	●河川環境の整備と保全について、良好な自然環境や景観の保全のほか、『文化財の保全に配慮』というような記載をしていただきたい。	ご意見を踏まえて、工事箇所における遺跡調査の必要性の確認について、原案に記載しました。	P86

## 上流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
<b>維持管理</b>			
7	●河道の維持管理における「高水敷確保による堤防防護」において、堤防を侵食から護るため一定距離の高水敷幅を確保するとあるが、これはどのように定めた距離か。	過去に発生した侵食や高水敷の高さなどをもとに決定しています。堤防防護の考え方について原案記載しました。	P92
8	●河川の維持管理に記載のある『地域と連携した河川管理の推進』は好ましいことで、維持管理にも住民が参加しやすいような仕組みをつくるべきである。例えば、河床材料調査や河川横断測量などの調査に住民が参加していただき、河川の変状等を理解してもらい改修の必要性等について認識を深めてもらうような仕組みづくり等について記載はできないか。	河川管理にあたっては、関係自治体と連携し、住民の意見を踏まえながら進めます。また、ボランティア団体等が行う河川の清掃や植栽管理などについて支援を行う「ボランティア・サポート・プログラム」を実施しており、これらを活用しながら、住民参加の河川管理を推進する旨を原案に記載しました。	P95
<b>骨子全体に係るご意見</b>			
9	●河川整備計画は地域の期待も大きく、住民懇談会の開催はありがたいこと。こういった計画は合意形成のプロセスが重要であるため、住民懇談会で出た意見等は公表していただきたい。	住民懇談会やハガキ・FAX・インターネット等で地域住民の方々に寄せて頂いたご意見については、とりまとめたうえで、公表いたします。	

## 中流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
治水			
1	●本整備計画は国管理区間を対象とした計画であるが、支川も含め、県管理区間との関係について触れているか。	本計画は大臣管理区間を対象としていますが、整備にあたって関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。	P58
2	●東日本大震災では計画規模以上の災害が襲来し「想定外」という言葉が多用された。本整備計画でも計画高水位を超える洪水を踏まえた危機管理とあるが、目標を超えた事態が発生した場合にも対応できるように留意してもらいたい。	計画規模を上回る洪水や整備途上の段階で被害が発生した場合においても被害を最小限に抑えることが重要です。このため、危機管理体制の強化・充実について、原案に記載しました。	P60
3	●戦後最大規模の洪水を処理すると記載があるが、これを見ると住民は安心する。超過洪水を想定してその上で住民にリスクを理解してもらい行動してもらう旨を記載すべきである。平成23年の洪水では、平成16年洪水よりも規模が大きかったが、非常に意識が高かったということもあって、ソフト的・社会的対応がしっかりと出来ており、非常に威力を発揮した。リスクマネジメントという視点をもう少し考えると良い。		
4	●戦後最大という表現について、私たちは計画策定時の戦後最大と理解するが、住民の中には計画策定時という概念が無く戦後最大と理解する方もいるため、戦後最大を更新する度に説明に苦慮している事例がある。戦後最大という言葉が一人歩きしないように気をつけた方が良い。		
5	●大河津可動堰下流の川幅が狭く拡幅の必要性について聞いているが、寺泊地区の先に分水路から出てきた土砂が溜まってできたとされる、荒れて環境が悪い土地がある。今後、拡幅を行った場合に、再び土砂が同じ地区に溜まるのではないかと懸念しており、土砂堆積のイメージを持っていたら教えていただきたい。	大河津分水路の改修にあたっては、今後も調査・検討を行い、土砂堆積等の課題がある場合は、必要に応じて対策を実施します。	
6	●平成23年7月洪水では長岡市街地を流れる柿川において内水被害が発生した。信濃川本川は市街地を流れる都市河川を受け入れる非常に頼りになる河川であるため、内水対策など都市河川との関係性について整理すると市民にとって関心のあるものになると思う。	信濃川本川は、支川からの流量の受け入れ先としても重要な役割があります。このため、本川の水位を低下させる対策を実施したうえで、内水被害が発生する恐れのある地域へ排水ポンプ車の支援の拡充や関係機関との連携・調整を行う旨、原案に記載しました。	P71
7	●中小河川の本川である信濃川の改修は是非進めて頂きたい。		

## 中流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
8	●他地域で昔の堤防がパイピングを起こして堤防が崩れた事案があったが、信濃川の既存堤防でも手当しなければいけない箇所はあるのか。	浸透に対する堤防詳細点検結果を踏まえ、安全性が確保されない堤防に対して浸透対策を実施します。堤防の浸透対策が必要な箇所については、原案に記載しました。	P72～75
9	●水防、避難に関する適切な情報提供等とあるが、河川改修は時間を要し、いつ災害がくるとも限らないため、もう少し水防、避難などの減災に関する事項が整備計画の中で前面に出てもよいのではないか。	今後もインターネットや、携帯電話を通じた河川水位等のリアルタイム情報を提供するとともに関係自治体が作成する洪水ハザードマップの作成支援や、まるごとまちごとハザードマップの整備を連携して進めます。また、子供やお年寄り、外国人の方などへも分かりやすい情報提供とすること、メディアや既存の地域ネットワーク、防災メールの活用、防災教育について、原案に記載しました。	P80
利水			
10	●水利用で多くを占めるのはかんがい用水の取水だと思われるが、合理的・効率的な取水が可能であれば随分と渇水対策になると思われる。	関係機関及び水利使用者との連携が重要であることから、健全な水循環系の構築について原案に追記しました。	P82
環境			
11	●一般的に魚類が繁殖する場所、育つ場所については支川・細流に多く見られるため、支川等についても記載することはできないか。子供たちと川の係わりについては身近な川である支川や細流が主であるため、そこから本川に目が向くことになる。	河川だけでなく、支川や水田、湖沼・潟までの水域の連続性の確保について原案に追記しました。	P43
12	●河川空間の適正な利用と保全の観点から河川敷内農地に関する記述がないとまずい。水田、ハス田、それから、さまざまな農地、非常にバラエティに富んでいることが信濃川の特徴となっており、ほかの植生と相まって多様な生物、多様性の場にもなっている。	河川整備にあたっては、周辺の自然環境や流域の歴史・文化・風土や河岸段丘や農村、田園風景の広がる特徴的な河川景観に配慮する旨、原案に記載しました。	P46
13	●河川環境に関連して鳥獣問題がある。例えば数年前も長岡市内でイノシシがかけ回った例があるが、他地域ではイノシシやクマが河川を通じて河畔林に隠れては山のほうから街のほうに入るのではないかと調査結果もある。 河川が多様な生物が棲む場所であって欲しいが、河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地の保全については、河川が大型哺乳類の鳥獣被害の経路の一つとなっている視点も含めて欲しい。	ご指摘の鳥獣問題は河川管理者としても重要な課題として認識しております。 関係機関と連携を密にして課題解決に努めてまいります。	

## 中流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
14	●信濃川中流部は昔から花火だとか、レクリエーション活動で市民生活に密接に関わっており、レクリエーションや観光に寄与する活用を図ることも必要ではないか。また、まちづくりとも密接に関連してくるため、まちづくりとの連携といった視点について検討頂きたい。	関係自治体と連携し、まちづくりと一体となった水辺空間の整備を推進します。また、新たな交流の場、環境学習の場、潤いとやすらぎの場、誰でも安心して河川に親しめる場として河川空間を整備する際には、地域の特性を踏まえつつ、魅力あるものとなるよう配慮します。これらについて原案に記載しました。	P87
骨子全体に係るご意見			
15	●信濃川水系整備計画の目標として「北アルプスからの清流を湛え、豊穡な礎をなす悠久なる大河信濃川を守り、活かし、未来に伝える川づくり」とあるが、「豊穡な礎をなす」という部分について、例えば「豊穡な大地の礎をなす」とあれば、意味が通るように思える。	ご指摘のように文章を改めました。	P58
16	●河川整備計画では治水・利水・環境について目的があり、バランスよく推進することが一番理想的である。しかし予算の制約や、最近の災害・気象条件の変化等もある中で、優先順位付けや選択と集中を図る必要が現実的にある。その中で計画をつくるにあたり、重点的に事業を推進する箇所など考え方はあるか。	河川整備計画では概ね30年間で整備目標を達成するための必要最低限の整備内容が位置づけられており、当然その中で優先的に実施すべき事業は存在します。水系全体でのバランスのとれた整備を実施するため、整備計画策定後に優先順位や重点箇所について具体的に検討していきます。	
17	●川というのは必ずしも災害を受けるだけでなく、私たちは恵みを受けているので、総合的に本来の川のあり方を探るべきである。	今後も河川の歴史、文化を伝承し、防災文化の育成に向けた取り組みを支援していくとともに、「日本一の大河信濃川」の魅力、怖さや生活と信濃川の関わりなどについて、理解を深められるような取り組みを行います。これらについて原案に記載しました。	P98

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁	
治水				
1	●45頁に「支・派川等については関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。」とあるが、どのように連携するか記述する必要がある。	具体的な連携内容について、『第5章第1節第1項1.(7)横断工作物の改築』、『第5章第1節第1項4.(1)流域連携による危機管理対策の強化』、『第5章第1節第1項4.(2)氾濫区域内の水害リスクの軽減』等に記載しています。	71、79、80	
2	●45 頁4-1(1)の「戦後最大洪水と概ね同規模の流量」と「計画高水位等を超える洪水」という表現が素人には分かりにくい気がするので「ある基準の安全な流下を目標として整備を進める。だが洪水がそれを超えて氾濫が避けられなかった場合の備えにも取り組む」といった分かりやすい記述にすることは出来ないか。	ご意見を踏まえて、『第4章第1節第1項3計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』、『第5章第1節第1項4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』を修正しました。	60、79、80	
3	●今まで想定外の災害がたびたび起こってきたことから、想定以上の洪水が必ず発生するという立場で計画をつくらざるを得ない。ハード対策には時間的にも予算的にも限界があるので、リスク管理の考え方によるソフト対策も一緒に実施する体制が必要である。リスク管理では、様々なリスクを抽出、評価し、時間軸を決めて対策をとっていくとともに、平時における避難訓練も含めて体制面の整備をしっかりと行わなければ被害をできるだけ減らすということにはならない。	ご意見を踏まえて、『第4章第1節第1項3計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』を新たに追加しました。	60	
4	●45 頁(3)の「広域・大規模な水防活動時の支援体制整備」や「防災ステーション等の整備」も、水害リスクをどうやって軽減していくのかというところにつながっていくので、同頁の(1)の「災害発生の防止又は軽減」に記載すべき内容である。	やすらぎ堤の未整備区間については、今後も引き続き整備を進めていきます。なお、原案『第5章第1節第1項1.洪水の安全な流下対策』に概ね30年間で堤防整備を実施する具体的な箇所を記載しています。	62	
5	●やすらぎ堤の整備に関して、現状のやすらぎ堤は中抜けや上流部で未整備区間があり、途切れているのは良くない。利用や生態系に配慮して、残りの区間の整備を検討すべきである。	●新潟市にとって治水安全度は、信濃川下流本川のみ上がっても、中ノロ川も上がらないと、市全体の安全度は向上しない。現状と課題では、信濃川下流本川と中ノロ川の分析を行っているが、大臣管理区間での計画策定のため、目標や整備の実施に関する項目では、中ノロ川に関しては直接触れていない。新潟市としては、中ノロ川の直轄化による一元管理を要望する。	現在は、中ノロ川については信濃川水系河川整備計画の対象となっていませんが、信濃川の整備にあたっては、中ノロ川の河川管理者である新潟県と連携して取り組んでいきます。	
6	●中ノロ川の排水がスムーズに行えるよう、中ノロ川の整備も信濃川本川と同時に進めなければならない。			
7				

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
8	●47 頁⑤の遊水機能の保全・向上について、「千曲川や中流部」の後に『下流部』を追記するとともに、『水田や潟湖の遊水機能』の保全・向上に関する記述を追記していただきたい。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項1.洪水の安全な流下対策(5)遊水機能の保全』を修正しました。	70
9	●堤防の耐震性能は、液状化だけの問題なのか、ほかにもあるのか。具体的に今ある堤防の耐震性能はどうなのか。また、全体的に下流域の堤防を見たときに耐震性能はどれも問題はないのか。	ご意見を踏まえて、『第3章第2節第3項1.地震・津波に対する堤防等の安全性確保』に現状と課題を、また『第5章第1節第1項3.(1)大規模地震への対応(耐震・津波対策)』に今後概ね30年間で実施する具体的な箇所を記載しました。	22、,71
10	●堤防の耐震診断は、住宅の耐震基準のように何らかの基準に基づいて行われているのか。		
11	●現在の堤防の耐震診断をやらなければいけない箇所がどれぐらいあって、実際診断していないのか、これから診断しなければならないのか、その辺りを教えていただきたい。		
12	●新潟市は下水道ポンプ場などの許可工作物が河川を利用している。やすらぎ堤の耐震対策を国で進めているが、これら許可工作物も堤防と同一の安全度を確保しなければならないと考えており、耐震対策を進めるための技術面や事業推進のための予算等について情報共有を図る体制を確立するようお願いしたい。		
13	●49 頁の洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項について、津波は国民的な関心事であるため、(5)に津波に対しては研究していくことの記述を追加してほしい。		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
14	<p>●もぐり橋の取り付け部等では堤防が完成しておらず、増水時には土のう積による水防活動によって堤内地への氾濫を防止している。地震などの発生によって重機が現場に近づけない場合なども考えられ、水防活動に頼らなければ堤防の機能が発揮できないような状況は、一刻も早く連続堤防の整備を行って解消すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項1.(7)横断工作物の改築』を修正しました。</p>	71
15	<p>● 48 頁の横断工作物の改築について、「もぐり橋」について記述してほしい。</p>		
16	<p>●洪水時に排水路の渋滞を防ぐつもりで田んぼダムを始めた。初めのうちには農家の皆さんから抵抗があったが、上流の農家に協力を取り付け実施してきた。西蒲原は3本の樋曾山隧道で洪水を上流部でショートカットしている。新川河口の排水ポンプは電動のため止まると怖い。農家にとっては排水が命であり、内水排水事業は国が基本的に実施して欲しい。</p>	<p>内水対策に関しては、『第5章第1節第1項2.内水対策』に記載しました。</p>	71

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
17	<p>●7.29 水害のように想定外の事態では、「計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策」が必要であり、危機的な状況に陥ったときに、水防管理者と河川管理者がお互いの立場をいかに発揮することができるような対策を平常時から詰めていく必要がある。</p>		
18	<p>●49 頁②に「広域・大規模な水防活動時を想定し、水防管理者と河川管理者との連携や情報共有…」という一文があるが、この文が「水防、避難に資する適切な情報提供等」の項目の中に記載されているのは、考え方も含めていかにもまずいのではないか。</p> <p>7.29 水害の有識者会議でも、強い問題意識をもって、河川法上の河川管理者がやらなければいけない責務と、水防法上の水防管理者がやらなければいけない責務との曖昧さについて指摘した。7.29 水害時は、何とかぎりぎりのところでおさまりがついていたが、同じ轍を踏んではいけない。</p> <p>「水防、避難に資する適切な情報提供等」の項目に「水防管理者と河川管理者との連携や情報共有」を入れてしまうと、河川管理者は基本的には情報提供しかしないと思える。「水防管理者と河川管理者との連携や情報共有」は、49 頁①の「氾濫区域内のリスクの軽減」の項目に記載すべきである。</p> <p>整備計画では、信濃川本川、中ノ口川、関屋分水路を対象として記載されているが、信濃川本川が計画高水位を超えるような状況に陥るということは、支川の五十嵐川や刈谷田川、加茂川等は既にとんでもない状況になっている。水防管理者が中小河川の防御に精一杯になっている状況を考えると、「水防管理者と河川管理者との連携や情報共有」などという緊張感のない言葉で記載するのは、いかにも現実的でない。</p> <p>信濃川水系全体を考えていくときに、水防管理者は、まず本川に流れこむ中小河川に対して防御の責任を負っている。これを前提として、平常時からどこまでが互いの役割分担であるかを明確にするべきであり、ハード対策における「堤防整備」や「水衝部対策」等と同じくらいしっかりとイメージできるように、相当リアルに書き込む必要がある。</p> <p>このテーマは、小見出しをつけるくらい大きなテーマだと思うので、しっかりと検討していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項4.(1)流域連携による危機管理対策の強化』を修正しました。</p>	79

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
19	<p>●「防災船着場」という言葉が抜けている。川側で災害があった場合の視点は記述されているが、川とは無関係な災害、あるいは川が被災しても数時間後には復旧して有効な交通手段になり得る場合の活用、及びそのための河川の整備について記述されていない。</p>	<p>ご意見は、『第5章第1節第1項4(1)流域連携による危機管理対策の強化』の記載に含まれています。</p>	79
20	<p>●49 頁に記載されている内水ポンプの運転調整は、最後の最後の手段であり、極端に言えば、三条市に死ねと言っているようなものである。内水ポンプを止めるということは、地域の財産を著しく損なうことにつながるため、ポンプの運転調整は必要な内水対策をやり尽くした後の、最終手段であるという認識を持ち、緊張感のある文章とすべきである。</p> <p>7.29 水害後の有識者会議においても指摘したが、住民への説明の前に、やるべき内水対策を全部やり抜いた後にどうしても内水ポンプの運転調整をやらなければいけない水準はどこなのか、まずは関係者が胸襟を開いて議論すべきである。</p>		
21	<p>●白根郷は0m地帯の中、流末の排水機場が白根・中部・萱場の3箇所しかなく、H23の出水時は、中ノ口川の排水規制によって、萱場で30 時間、中部で31 時間の排水規制が実施され、全賦課農家の1/5弱にあたる1,100ha が浸水した。</p> <p>水稲は一週間までの浸水ならば回復できるが、農業者戸別所得補償制度によって耕作地の40%を大豆や果樹に転作している場所も多く、これらに大きな内水被害が出た。</p> <p>国営排水事業で1/30 確率108m<sup>3</sup>/s の排水能力を確保しているが、排水規制により54m<sup>3</sup>/s しか排水できず、1/10 確率の排水能力に落ちてしまう。せっかく整備が完了しているのに昭和40 年代の昔と同等程度の能力にしかない。</p>	<p>ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項4.(2)氾濫区域内の水害リスクの軽減』を修正しました。</p>	80
22	<p>●転作は、浸水の恐れがない高台で行いたいところだが、連作障害を避けるためなどにより低地でも取り組まなければならない場合もあるので、排水ポンプの停止は困る。</p> <p>鷺ノ木水門の近くに、鳥屋野潟排水機場のような排水機場を国で新設して欲しい。</p>		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
23	●49頁の「(4)②水防、避難に資する適切な情報提供等」は、災害弱者の点で加筆した方がよい。例えば外国人の方や若い世代を対象に考えると受け取る方法は多様にあるべきであり、それが情報のユニバーサルデザイン化になると思うので、多様な発信、多様な受け取り方ができるような情報提供のあり方を謳っていくべきである。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第1項4.(3)水防、避難に資する適切な情報提供等』を修正しました。	80
24	●水防や避難情報の提供に関して、初動段階では防災メールなど希望者に配信出来る体制、生命財産に関わる緊急時は住民全体を対象としたエリアメールの発信、といった二段構えの情報発信の体制が肝要である。		
25	●49 頁(4)②の2段落目の流域住民に対する情報提供について、『子どもや老人、外国人にも分かりやすい情報提供』に取り組むことを追記していただきたい。また、5段落目の防災教育、人材育成の手段として、『川辺のまちづくりや市民団体との連携により』という記述を追記していただきたい。		
26	●45 頁や49 頁に書かれている「防災教育」や「ソフト対策の推進を担う人材育成」は、平常時の取り組みとして非常に大切な取り組みである。		
27	●49 頁(4)②の3段落目に記述してあるXRRAINについて、利用したいときにアクセスが難しいことがあるので、観測の精度の観点だけでなく、アクセス性の向上にも努めていただきたい。		
利水			
28	●49頁の小水力発電は、上流の方では十分検討に値する。実施にあたっては、規制緩和が必要だという報道もあり、また様々な官庁が関係し、住民の利害もあるので、その辺の調整を進めていただけるとよい。	小水力発電に関しては、『第5章第1節第2項1. 適正な流水管理』に記載しました。	82

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
環境			
29	●38 頁の、下流部の自然環境の現状に、貧相な自然環境の現状の実態や、粗朶沈床の効果、川と海とのつながり、川と水田・潟とのつながりの現状に関する記述を増やしていただきたい。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第1項1.河川環境の特徴』、『第3章第4節第2項魚類の移動環境』、『第5章第1節第3項1.(1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	38、43、83
30	●38 頁の、魚類の移動環境の7行目「河口から上流部までの水域の連続性を確保することが必要」に『水田などの平野部まで』という記述を追記していただきたい。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第2項魚類の移動環境』を修正しました。	43
31	●46 頁の河川環境の整備と保全に関する目標について、(1)には『山と川をつなぐ』『川と潟や農地をつなぐ』、(2)には『信濃川のブランドにもなる固有な景観の保全』、(3)には『健全な青少年を育む川の環境づくり』といった記述を、それぞれ増やしていただきたい。	ご意見を踏まえて、『第4章第3節河川環境の整備と保全に関する目標』を修正しました。	61

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
32	<p>●大事なポイントは、治水、利水、環境の重なるところであり、そこをしっかりと追求していただきたい。ポイントとして、新潟の人が食べるイトヨがのぼれるような川を考えると、食文化とつながった川ということを経験の中でも書き込んでいく必要があるし、利水や治水にも関係してくる。もう一点は、普段から川に人々を近づける視点。十日町付近では移動してしまった根固めブロックでラフティングボートが傷つけられるようなこともあったと聞いているが、子どもたちが安全で利用しやすい治水技術についても書き込んでいただきたい。治水、利水、環境を個別に考えるのではなくて、できるだけ統合的に考えていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、『第5章第1節第3項河川環境の整備と保全に関する事項』を修正しました。</p>	83～87
33	<p>●信濃川固有の指標イトヨの棲みやすい環境再生、創造を図ることを目標に組み込んでいただきたい。</p>		
34	<p>●信濃川水系河川整備計画の指標の考え方を聞きたい。例えば、川にいる子ども、「川ガキ」の数が指標になるという話があるが、信濃川ではイトヨも1つの指標になるのではないか。</p>		
35	<p>●イトヨに関して意見が出されたが、本川、支川とも河川整備により再生産を行うには難しい環境になっており、イトヨを回復させるには厳しい状況である。また、イトヨに適した水温の問題もあり、真剣に取り組むのは大変なことである。ワンドをつくっても出水でやられてしまうことがあり、いろいろな経験を積み上げ対応していかなければ回復は望めない。</p>		
36	<p>●河川管理者として、どこまでつっこんだ環境整備をお考えか。</p>		
37	<p>●50頁①の2段落目の最後の文章で、「魚類や」の後に『水鳥などの』という言葉を追記していただきたい。また4段落目の粗朶沈床の説明に『土砂の流出防止として里山の保全は重要であり、その里山の保全にも寄与している粗朶を使った粗朶沈床は信濃川流域で実績を上げている』ことを追記していただきたい。</p>		
38	<p>●委員会の中でも信濃川の昔の自然に戻したいというような意見が出ていたが、地形が違っており元の環境に戻すことはできないと思われる。</p>		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
39	●環境整備を進めるにあたっては、学識者の意見を聞きながら進めるべきである。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第3項1.(2)工事による環境影響の軽減等』を修正しました。	86
40	●52頁③の「魚類等」の例示に、アユ、サケだけではなく『小魚、カニ』などを追記していただきたい。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第3項1.(3)魚ののぼりやすい川づくりの推進』を修正しました。	86
41	●53頁(2)の見出しの「良好な景観維持・形成」に『保全』『再生』『創出』という文言を追記していただきたい。また、同文章中、「河川工事による景観の改変」の後に『による単調な景観変化』を追記し、信濃川水系らしい景観は『流域住民が誇り、観光的価値も生み出す、信濃川水系らしい固有な景観』であること、その景観の『再生』を図ることも追記していただきたい。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第3項2.良好な景観の保全・再生・創出』を修正しました。	87

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
維持管理			
42	●54頁の2行目「河川環境の整備と保全」の「河川環境」の後に『景観』の文言を追記していただきたい。		
43	●「河川の維持」については、「川のごみ掃除」など地域の参加が非常に重要なポイントになることから、54頁のPDCAサイクルのチェックプロセスの中に、川文化や景観のチェックなどといった意味で、流域市民のチェックを追加してほしい。	ご意見を踏まえて、『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』を、景観等も含めより広い意味となるよう修正しました。	88
44	●今年の渇水で、小阿賀野川合流点の対岸や小須戸橋上流で土砂が堆積しているのが見えた。これらを踏まえて河道掘削の計画をたてるべきである。	河道掘削については、『第5章第2節第3項2.維持掘削』に記載しました。	93
45	●河道内の樹林は、美しい景観を形成し、動物たちの生息場所になっている面もある。洪水に対する安全面と景観・自然環境の面とのせめぎ合いの中で、どこまで伐採するのかということもあるので、考え方を聞きたい。	河道内の樹木管理について、『第5章第2節第3項3.適切な樹木管理』に記載しました。	93
46	●樹木伐採について、環境への配慮や学識者・関係団体との調整を行う旨を整備計画に記載した方がよい。		
47	●58頁のボランティア・サポート・プログラムについて、今後30年間を見通すと、今のようなボランティアの参加や税金で河川維持管理をしていくのは難しくなっていくため、市民と企業、行政の連携・協働による新しい体制づくりをして、川を愛でながら災害時には協力するような関係を構築する必要がある。多くの人に川守をするような目で見えてもらえるようにすることが重要である。	ご意見を踏まえて、『第5章第2節第3項6.地域と連携した河川管理の推進』を修正しました。	95
48	●65頁(8)①の2段落目の後に『川辺での水難事故、犯罪、ゴミの不法投棄の現状に対して、川を見守る多くの目が緊急連絡や未然防止に役立っている面もあることから、自治体や地域コミュニティとの連携の下に、公益的な川利用による管理運営とその体制づくりを図って行く』ことを追記していただきたい。		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
河川の文化・歴史、人とのかかわり			
49	●40頁(3)の下流部の河川空間利用について、サイクリングコースの利用やリバーマリーナの稼働率等、評価の記述を増やしていただきたい。	ご意見を踏まえて、『第3章第4節第4項人と河川とのふれあい』を修正しました。	48～52
50	●46頁の「目標」に4-4として「河川に継承されてきた川文化の保全・再生・創造に関する目標」を追加してほしい。中ノロ川の両岸にあった「川茶屋」や「渡し」などの歴史的な背景、粗朶沈床などの伝統工法に里山を守る意味もあること、水害防備林や今までの水防団の取り組みについても書き込んでいただきたい。	ご意見を踏まえて、『第4章第3節第3項人と河川との豊かなふれあいの確保』を修正しました。	61
51	●河川法にある治水と利水と環境の他に、地域社会が持っている川の「教育価値」や「文化価値」、あるいは災害の問題もあるので「社会・情報価値」のような視点を加えていただきたい。		
52	●信濃川全体を2つの視点で見るべきであろうと思う。1つは信濃川は日本のブランドであり、流域全体の価値としての川であるという視点、もう1つは川に向き合う住民にとっての川であるという視点であり、この2点をしっかり見据えて整備計画をつくっていただきたい。		
53	●40頁の下流部の河川空間利用の記述で緑陰について課題として挙げていることから、53頁の(3)の「歩ける小道」の後ろに「緑陰樹などを設置し、ゆっくりと川辺をながめる魅力的な環境づくり」等の記述を加えていただきたい。	ご意見を踏まえて、『第5章第1節第3項3.ふれあいの場の整備』を修正しました。	87
54	●ラフティングやカヌー、子どもの川泳ぎなどの河川利用の際に消波ブロックで怪我をしないような技術革新について『豊かな川復活』の30年計画に組み込んでいただきたい。		
55	●61頁①の河川の本来有する機能の例示として『舟運・レクリエーション利用』『川教育等』を追記していただきたい。		
56	●54頁(1)の調査の文章に『ラフティングなど川の水面利用の実態調査』『舟運に適した川環境の調査』『信濃川のブランド調査』を追記していただきたい。このようなことを調査することで、河川利用に配慮した治水技術の開発につながると考える。		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
57	<p>●64頁の「人と川との関わりの構築」はとても重要だと思っており、地域住民がそのまちの成り立ちや歴史を知ることによって、天災、災害の意識が高まっていくものだと考えている。人づくりは最終的な目標であるが、まちづくりと一体となって推進していく、地域ぐるみでやりましょう、皆さん関わっていきましょう、という表現を盛り込んでいくことが必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、『第5章第2節第7項人と河川とのかかわりの構築』を修正しました。</p>	98
58	<p>●64 頁の「川に関する歴史・文化の伝承」は、教育を継続していけば防災文化が醸成されるということだと思う。防災教育、人材育成とワンセットなので、「防災教育」「ソフト対策の推進を担う人材育成」のようなキーワードを入れて表現すると、よりリアルなソフト対策の表記となると思う。</p>		
59	<p>●64 頁(7)①の文章に『日常的な活用による川の魅力と怖さ、及び川の情報共有』する取り組みへの支援についても追記していただきたい。</p>		
60	<p>●7頁の河川利用には、上・中・下流の交流や上流、中流、下流をまたぐ川の活用についても記載すべきである。例えば水源である川上村から川を下り、大河津資料館まで行く子供たちを対象とした企画などがよい試みとして挙げられる。</p>		
61	<p>●教育に関しては、川一体、河川一体、流域全体を考えられるような表現をしないと自分の地域だけで考えて、全体を捉えられないと思うので、そのあたりをきちんと考えていけるような表現を盛り込んだほうが良い。</p>		
62	<p>●水は人の生活と密接な関りをもつものである。川は住民が一体となって水を感じられる場所であり、水に対する住民の感受性が高まる施策も必要ではないか。</p>		
63	<p>●出前講座の対象は子どもたちだけではなくて、むしろ大人たちの方にも必要になってきているはずである。このあたりを書き込んで、地域一体として防災力をつけていきましょう、川のことを知りましょうという話をした方が良い。</p>		

## 下流部会

番号	学識者から頂いたご意見	回答	原案の該当頁
64	●53頁「ふれあいの場の整備」について。取り組みへの支援、活動への支援とあるが、もう一步踏み込み「手続きの簡素化や治水などに支障がない場合の規制の柔軟な適用、緩和を行う」という主体的表現が盛り込めないか。		
65	●49頁「流域の水利用の合理化」について。取り組みへの支援、活動への支援とあるが、もう一步踏み込み「手続きの簡素化や治水などに支障がない場合の規制の柔軟な適用、緩和を行う」という主体的表現が盛り込めないか。	ご意見を踏まえて、『第5章第2節第8項1. 適正な利用の促進』を修正しました。	99
66	●現在、新潟市は萬代橋周辺のエリアマネジメントを進めている。市民が、自ら川を使いたい強い思いを反映できる仕組み作りのサポートをして欲しい。		
骨子全体に係るご意見			
67	●治水、利水、環境から総合的にというご意見があったが、住民のアンケート結果では、まず生命、財産、経済活動を阻害しないような川の管理が一番求められているのではないかと。環境と治水が対立することもあるが、それは個別にどの程度経済、人命に対して危機が迫るのか、あるいは環境も一つの財産としてどれだけのものを失うのかを一つ一つ具体的に確認して決める必要があり、全体の考え方としては総合的な調整と言わざるを得ないのではないかと。	河川整備計画は、必要に応じ、学識者、関係住民、関係地方自治体の意見を聴き作成することとされています。	
68	●整備計画で想定するのが30年後であれば、現在小学生である子どもたちがこれを引き継ぐ成人となる。次の世代にしっかり伝えられる内容である必要がある。例えば中学生が読んで納得できるような表現・情報量とすることが望ましい。小学生を対象とするのであれば、体験しながら、整備計画の内容を伝えるやり方があるのではないかと。小学校の副読本となるようなものがあつた方がよいし、教育関係者等と相談しながら実施することが望ましい。小学生の時から繰り返し学んでいくことが地域の絆を高め、地域防災力を高めていくことにつながる。	ご意見を踏まえて、全般にわたって平易な文章、必要十分な情報量となるよう留意し原案を作成しました。	